

# 監査報告書

令和3年5月21日

学校法人未来高岡  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人未来高岡

監事 堂故 真二



監事 金田 栄悟



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人未来高岡寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人未来高岡の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人未来高岡の業務に関する決定及び執行は適切であり、計書類並びに財産目録等は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。